

所得税(住民税)の確定申告で必要な方へ

障害者控除認定書・おむつ代医療費控除証明書を発行します

① 障害者控除認定書

身体障害者手帳の交付を受けていなくても要介護1～5の認定を受けておられる方、または要介護認定を受けていなくても医師により障がいをお持ちの方と同等と認められる方は、「寝たきり度」、「認知症自立度」の程度により障害者控除あるいは特別障害者控除を受けることができます。

- ◆申請に必要なもの
 - 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)
 - 該当の方の介護保険被保険者証(写しでも可)
 - 印鑑
 - 医師意見書(介護保険の認定を受けていない方のみ)

② おむつ代医療費控除証明書

概ね6ヵ月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事ができます。

前年に続いて控除を受ける方のうち、介護保険の認定を受けている方は、役場窓口にて証明書を発行できる場合がありますので、窓口までお問い合わせください。(※初めてこの控除を受ける方や、介護保険の認定を受けていない方は医師の証明が必要となりますので医療機関へご相談ください。)

- ◆申請に必要なもの
 - 該当の方の介護保険被保険者証(写しでも可)
 - 印鑑

③ 申請場所・期間

- ・仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 税務課
- ・令和4年1月14日(金)～令和4年3月15日(火)

※税の申告期限が近づくと窓口が混み合い、認定書等を即時交付できない場合があります。申請はお早めをお願いします。

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険グループ 有線:31-5122 電話:54-2511

国民健康保険・後期高齢者医療保険に係る医療費通知について
確定申告の医療費控除の手続きに、医療費通知を使用することができます。

- 送付対象者 被保険者全員

- 発送内容

国民健康保険

令和3年1月～令和3年12月診療分(令和4年2月中旬発送)

※上記通知[封書]とは別に6、9、12、2月に[ハガキ]も送付しています(3ヶ月分ずつ)。

後期高齢者医療保険

令和2年11月～令和3年10月診療分(令和4年1月中旬発送)

※令和3年11月～12月診療分の医療費や、医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

※療養費(柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう)については、医療費通知とは別に療養費通知を発送しています。

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険グループ 有線:31-5123・5124 電話:54-2511

所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ

令和3年中の所得にかかる申告期間は

令和4年2月16日(水)から令和4年3月15日(火)まで

〈申告相談会場〉「仁多庁舎タウンホール」・「横田コミュニティセンター大ホール」

今年度の申告相談は、新型コロナウイルス感染症防止のため、2会場同時に開催します。日程など詳細につきましては、12月広報に併せて全戸配布する「所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

農業所得の事前相談を行います

相談期間は『令和4年1月18日(火)から2月4日(金)まで』(土日を除く)

※期限内に申告ができるように収入・経費の仕分けなど早目の準備をお願いします。

※事前相談を受けられた場合、収支内訳書の内容を確定申告の相談日までにあらかじめ入力しておきます。申告相談当日、入力待ちの時間が省け、相談時間を短くできます。

【会場】 前半：仁多庁舎1階タウンホール 後半：横田庁舎3階大会議室

【受付時間】 午前9時～午後4時30分

月	火	水	木	金	土	日
	1/18 仁多庁舎	19 仁多庁舎	20 仁多庁舎	21 仁多庁舎	22 休	23 休
24 仁多庁舎	25 仁多庁舎	26 仁多庁舎	27 横田庁舎	28 横田庁舎	29 休	30 休
31 横田庁舎	2/1 横田庁舎	2 横田庁舎	3 横田庁舎	4 横田庁舎	5 休	6 休

来場の際には、検温、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策にご協力をお願いします。

【お問い合わせ】 税務課 有線:20-4252 電話:52-2671

大東税務署からのお知らせ 令和3年分所得税、贈与税、個人事業者の消費税

スマホから確定申告

ご来場を検討されている方へ～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避ける

確定申告には、ご自宅からスマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出できます。

多くの方がスマホ専用画面をご利用いただけます。

密を作らない

確定申告会場の混雑緩和のため、税務署の会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券はLINEからの事前発行が便利です(令和4年1月から)。

「国税庁」と友だち登録をしていただき事前準備をお願いします。



申告書の作成はこちらから!



友達登録はこちらから!

【お問合せ先】 大東税務署 電話:0854-43-2360